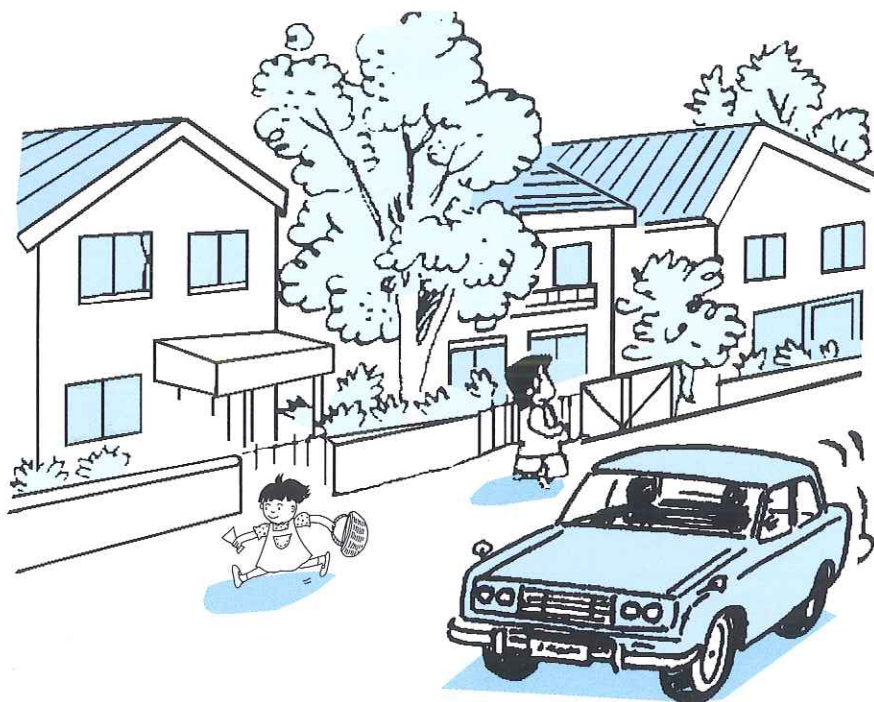


狭あい道路をひろげよう！

狭あい道路の後退用地の確保について

要綱第2（定義）

- (2) 狭あい道路 幅員4メートル未満1.8メートル以上の市道で、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条2項の規定により同条第1項の道路とみなされるもの又はこれに準ずるものとして市長が認めたものをいう。



盛岡市

都市整備部建築指導課

1. はじめに

普段、私たちが使っている道路は日常生活のほかに災害時の避難路として重要な役割を果たしています。

しかし、盛岡市内には道幅の狭い道路が多く、消防・救急活動の妨げになっている箇所が多くあります。

そこで市では、道幅1.8メートル以上、4メートル未満の道路の後退用地を明確にするために「盛岡市建築行為に係る狭あい道路の後退用地の確認等に関する要綱」を制定いたしました。

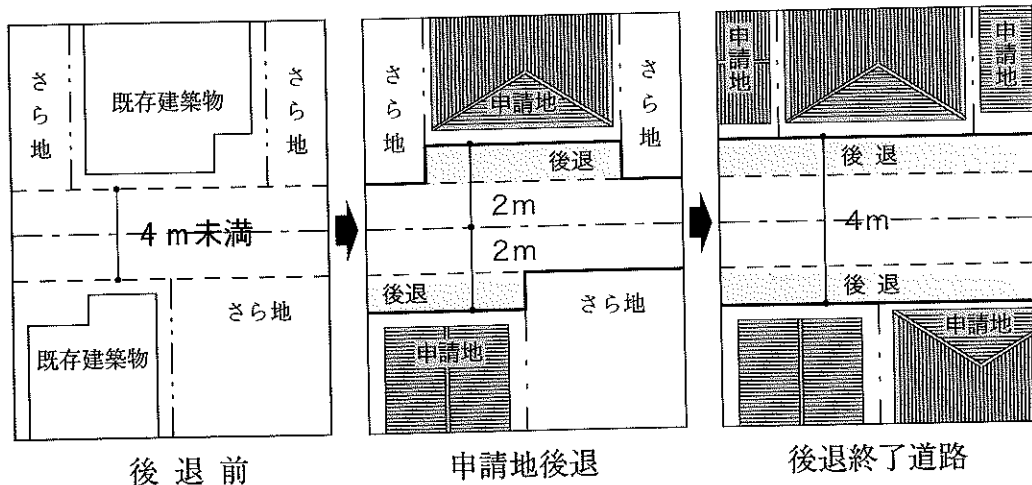
今後は、この要綱に基づいて、安全で快適なまちづくりを進めてまいりますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

2. 対象となる道路

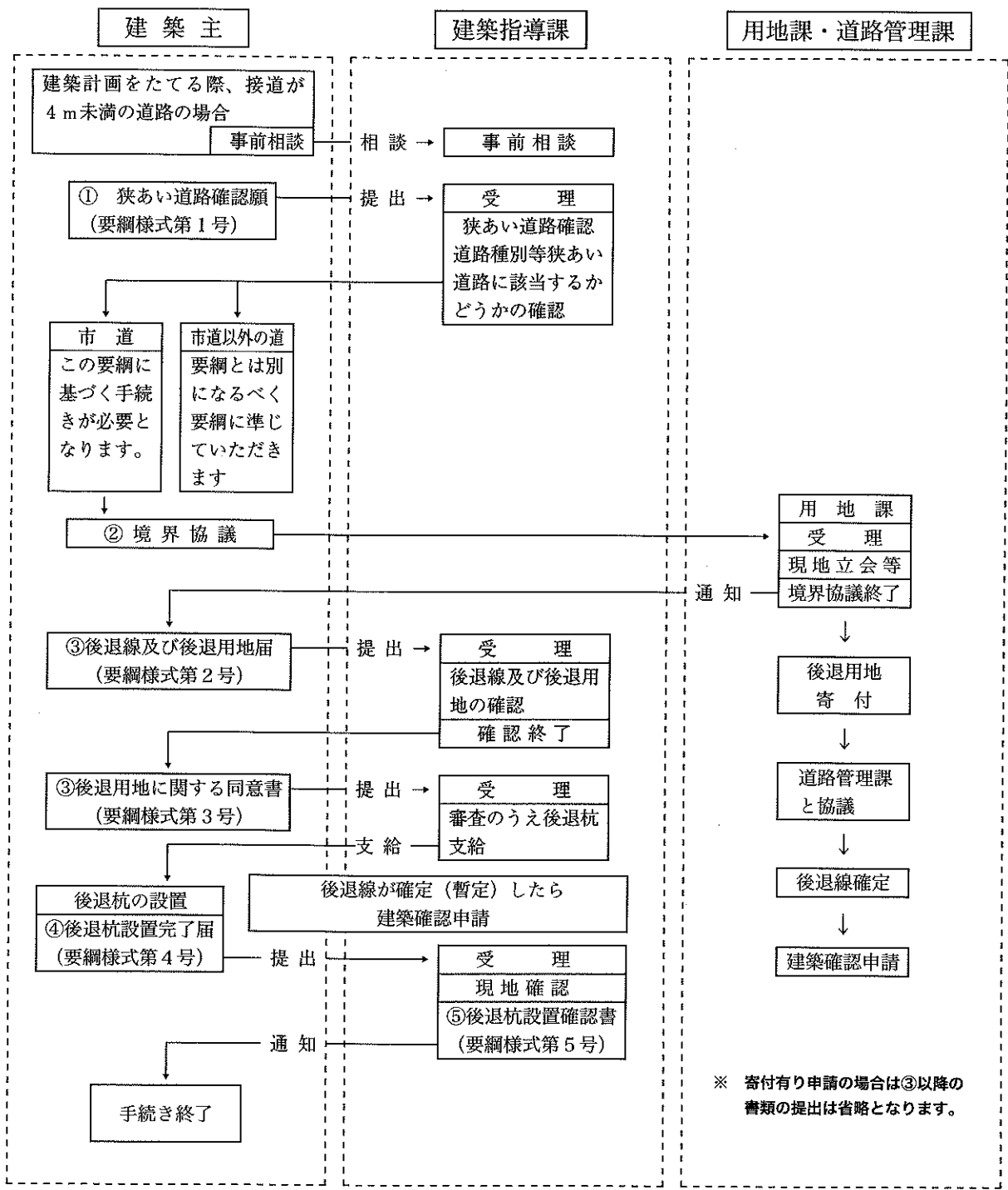
盛岡市道で、建築基準法第42条第2項（※）の道路（通称みなし道路）に接して建築計画をたてる場合を対象とします。

（※）建築基準法第42条第2項道路とは？

都市計画区域として指定された以前から、すでに道として使用され、その道に沿って建築物が建ち並んでいた幅員1.8メートル以上、4メートル未満の道で特定行政庁（盛岡市長）が指定したものの。この道路の境界線は、原則として道路の中心線から両側にそれぞれ2メートル後退した線になります。



3. 手続きの流れ …… 事前相談はお早めに！



* 境界協議には時間を要する場合があります。事前相談は、お早めに！

* 「建築計画」とは建築基準法第42条第2項の道路に接して新築（増改築等）をする場合をいいます。

* 後退用地を市へ寄付していただく場合、後退用地の測量・分筆・登記費用は市で負担します。詳しくは道路管理課にお問合わせ下さい。（一筆測量・修正登記は除きます。）

○事前相談

建築計画をたてる際、接道が4 m未満の道路の場合、できるだけ早く事前相談を行ってください。

① 狭あい道路確認願 (要綱第4・要綱様式第1号)

建築計画(新築、増築、改築、移転)をたてる場合、建築主の方は、土地に接する道路について調査して、この結果、建築敷地が建築基準法第42条第2項の道路に接していることが判明した場合は、「狭あい道路確認願」を提出していただきます。

② 境界協議 (要綱第5)

市道が狭あい道路に該当する場合は、建築敷地との境界について協議を行います。
 なお、協議には時間を要しますので建築確認申請前に、できるだけ早く行って下さい。
 (※境界協議は用地課・道路管理課が担当します。)

③ 後退線及び後退用地届 (要綱第6・要綱様式第2号)

後退用地に関する同意書 (要綱第7・要綱様式第3号)

境界協議が成立した後、「後退線及び後退用地届」「後退用地に関する同意書」を提出していただきます。その上で、審査し後退杭を支給いたしますので、後退線が確定後、市が指定した場所に設置して下さい。

なお、境界協議が成立しなかった場合は、要綱第9(5ページ)が適用となります。

④ 後退杭設置完了届 (要綱第8・要綱様式第4号)

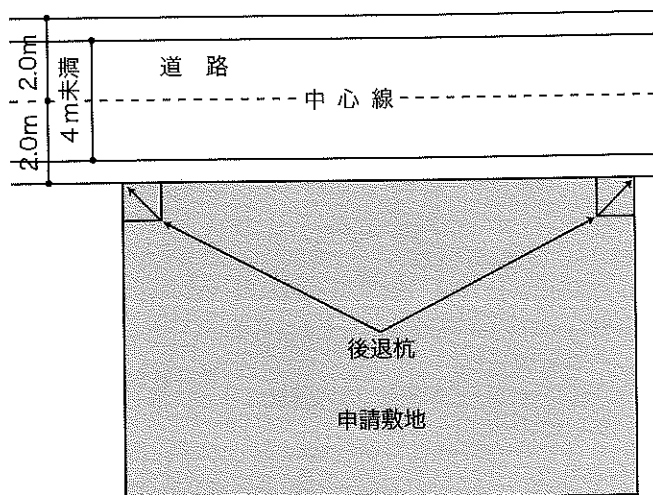
後退杭の設置後に「後退杭設置完了届」を提出していただきます。これについて市は、現地の確認を行います。

⑤ 後退杭設置確認書 (要綱第8・要綱様式第5号)

④の現地確認後、「後退杭設置確認書」により市から、建築主等に通知します。

後退用地の扱いについて

道路種別	区分	後退用地	整備工事	維持管理	その他
市道	寄付	市に所有権移転になります。	舗装等の工事を市が行います。	市	後退用地の測量・文筆・登記費用は市で負担します。
	寄付以外	私有のままです。	なし	自主管理	測量は自己負担で行っていただきます。



後退杭

(70×70mmの緑色プラスチック杭)

※暫定的な後退の場合は、「暫定後退杭」(黄色)を支給します。

暫定杭は、境界協議で後退線が確定しなかった際に後退線及び後退用地を暫定指定する際に支給します。

後退杭設置例

○盛岡市建築行為に係る狭あい道路の後退用地の確認等に関する要綱

平成7年12月26日

告示394号

(平成8年4月1日から施行)

(目的)

第1 この告示は、建築行為に係る狭あい道路の後退用地の確認等に関し必要な事項を定めることにより、安全で良好な市街地の形成及び生活環境の整備に寄与することを目的とする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築行為 建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転する行為をいう。
- (2) 狭あい道路 幅員4メートル未満 1.8メートル以上の市道で、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされるもの又はこれに準ずるものとして市長が認めたものをいう。
- (3) 後退用地 法第2条第20号に規定する都市計画区域(以下「都市計画区域」という。)に編入された時点において狭あい道路と当該狭あい道路に接する土地の境界線から後退線までの間にある土地をいう。
- (4) 建築物 法第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (5) 後退線 法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線又はこれに準ずる道路の境界線として市長が認めた線をいう。

(適用区域)

第3 この告示は、都市計画区域内に限り、適用する。ただし、土地区画整理事業その他の公共事業の実施区域で当該公共事業の実施により第1の目的を達することができると市長が認めたものには、適用しない。

(狭あい道路の確認の願出等)

第4 幅員4メートル未満 1.8メートル以上の市道に接する土地において建築行為を行おうとする建築主及び当該土地の所有者(以下「建築主等」という。)は、狭あい道路確認願(様式第1号)に付近の見取図、現況図、公図の写しその他市長が必要と認めた図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、建築行為を行おうとする土地に接する市道が狭あい道路に該当するかどうかの確認を行うものとする。

(狭あい道路の境界線の協議)

第5 建築主等は、第4第2項の規定により建築行為を行おうとする土地に接する市道が狭あい道路に該当すると確認されたときは、速やかに当該狭あい道路と当該建築行為を行おうとする土地の境界線について道路管理者と協議を行わなければならない。

(後退線及び後退用地の確認の届出等)

第6 建築主等は、第5の協議を経て後退線が確定したときは、後退線及び後退用地届(様式第2号)に後退線、後退用地及び後退用地の所有者を確認できる図書その他市長が必要と認めた図書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、後退線及び後退用地の確認を行うものとする。

(後退用地に関する同意)

第7 建築主等は、第6第2項の確認を受けたときは、後退用地(暫定後退用地)に関する同意書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(後退杭の支給、設置等)

第8 市長は、第7の規定による提出があったときは、後退杭を建築主等に支給するものとする。

- 2 建築主等は、前項の規定による支給を受けたときは、後退杭を後退線上の市長が指定する場所に設置しなければならない。
- 3 建築主等は、前項の規定による設置を完了したときは、後退杭（暫定後退杭）設置完了届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による提出があったときは、現地の確認を行うものとする。
- 5 市長は、前項の確認を行ったときは、後退杭（暫定後退杭）設置確認書（様式第5号）によりその旨を建築主等に通知するものとする。

（後退線及び後退用地の暫定指定等）

第9 市長は、第5の協議を経て後退線が確定しなかった旨の通知を建築主等から受けたときは、当該建築主等と協議して後退線及び後退用地を暫定指定することがある。

2 第7の規定は、暫定指定の後退用地に関する同意について準用する。この場合において、第7中「第6第2項の確認」とあるのは「第9第1項の規定による暫定指定」と、「後退用地（暫定後退用地）に関する同意書（様式第3号）」とあるのは「後退用地（暫定後退用地）に関する同意書（様式第3号）に暫定指定の後退線、後退用地及び後退用地の所有者を確認できる図書その他市長が必要と認めた図書」と読み替えるものとする。

3 第8の規定は、後退線及び後退用地の暫定指定に係る後退杭の支給、設置等について準用する。この場合において、第8中「後退杭を」とあるのは「後退線及び後退用地の暫定指定に係る後退杭を」と、「後退線」とあるのは「暫定指定の後退線」と読み替えるものとする。

（後退用地の整備）

第10 道路管理者は、後退用地の所有者から書面により当該後退用地の寄附の申出があったときは、当該後退用地の確認を行い、受領を適当と認めたときは、当該後退用地を受領し、整備するものとする。

要綱様式第1号 狭あい道路確認願(第4関係)

狭 あ い 道 路 確 認 願	
年 月 日	
盛岡市長	様
	建築主 住所
	氏名
	電話
	土地所有者 住所
	氏名
	電話
次	
の土地に接する道が狭あい道路かどうかの確認をお願いします。	
記	
1 建築行為予定地（地名地番）	
盛岡市	
2 特記事項	

備考 用紙の大きさ 日本工業規格A4

2部（正、副）提出

要綱様式第2号 後退線及び後退用地届(第6関係)

後 退 線 及 び 後 退 用 地 届	
年 月 日	
盛岡市長	様
	建築主 住所
	氏名
	電話
	土地所有者 住所
	氏名
	電話
後退線及び後退用地を次のとおり届け出ます。	
記	
1 建築行為予定地	
(1) 地名地番 盛岡市	
(2) 面積 m ²	
2 後退用地の地名地番	
盛岡市	

備考 用紙の大きさ 日本工業規格A4

2部（正、副）提出

要綱様式第3号 後退用地(暫定後退用地)に関する同意書(第7, 9関係)

後退用地(暫定後退用地)に関する同意書

年 月 日

盛岡市長 様

建築主 住所
氏名 ㊟
電話

土地所有者 住所
氏名 ㊟
電話

次の後退用地(暫定後退用地)を公衆用道路として使用し、後退用地(暫定後退用地)内に建築物(建築物に付随する門、へい等を含む)の建築や植栽等を行わず、道路としての通行空間を確保し、後退用地(暫定後退用地)としての機能保全を図ります。

記

1 後退用地(暫定後退用地)の地名地番
盛岡市

2 後退用地(暫定後退用地)面積 m^2

備考 用紙の大きさ 日本工業規格A4

1部提出

要綱様式第4号 後退杭(暫定後退杭)設置完了届(第8, 9関係)

後退杭(暫定後退杭)設置完了届

年 月 日

盛岡市長 様

建築主 住所
氏名
電話

土地所有者 住所
氏名 ㊟
電話

後退杭(暫定後退杭)の設置を完了したので届け出ます。

記

1 後退杭(暫定後退杭)を設置した地名地番
盛岡市

備考 用紙の大きさ 日本工業規格A4

1部提出

要綱様式第5号 後退杭(暫定後退杭)設置確認書(第8, 9関係)

後退杭(暫定後退杭)設置確認書

盛指第 号
年 月 日

様

盛岡市長 ㊟

後退杭(暫定後退杭)の設置を確認したので通知します。

記

1 後退杭(暫定後退杭)を設置した者の住所及び氏名

(1) 建築主 住所
氏名

(2) 土地所有者 住所
氏名

2 後退杭(暫定後退杭)を設置した地名地番
盛岡市

備考 用紙の大きさ 日本工業規格A4



◆ 盛 岡 市

お問い合わせ先
盛岡市都市整備部建築指導課防災係
019-651-4111